

千葉県PTA連絡協議会推薦

団体割引20% 優良割引15%

小・中学生総合補償制度

《傷害総合保険・自転車総合保険》

新型コロナウイルス感染症も補償対象となります!(WJコースを除く)

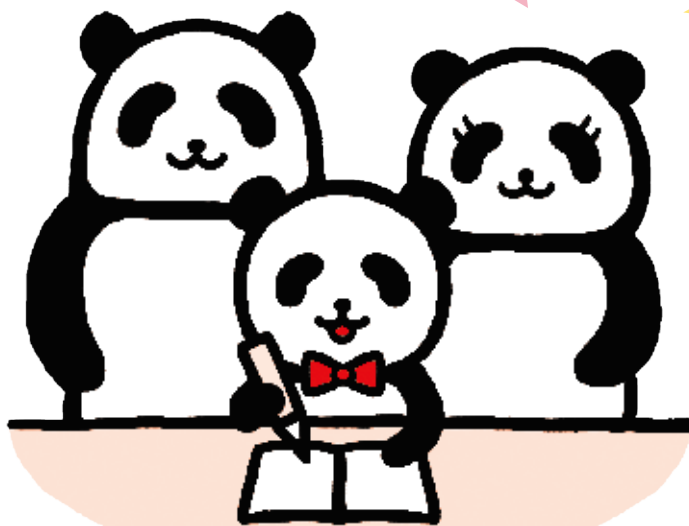


熱中症、O-157、
食中毒も補償
(WJコースを除く)

日常生活や、クラブ活動中など…
24時間補償

貸与された
タブレットも補償
(WJコースを除く)

個人賠償責任
補償特約は
国内示談交渉
サービス付き



病気による
入院も補償
(W1・W2コース)

オプションで
「弁護のちから」
に加入することが
できます。

便利な
コンビニ払い

※被保険者の方またはお子さまが法的トラブルにあったときの弁護士費用を補償する特約です。

© JAPAN DA

WEBでの申込みとなりますので、署名や捺印は不要。

スマートフォン、タブレット、PCからサイトにアクセスし、24時間いつでも手続きが可能です。

お申込・ご入金の締切	補償期間	加入者証
第一次 2022年2月1日から 2022年3月27日 23時59分まで	2022年4月1日午後4時から 2023年4月1日午後4時まで	3月27日までのお申込 5月中旬頃発送 4月27日までのお申込 6月中旬頃発送
中途加入 2022年3月28日から 2022年8月27日 23時59分まで	お申込が完了した 翌月1日の午前0時から 2023年4月1日午後4時まで	5月27日までのお申込 7月中旬頃発送

※ご契約内容は、ネットからいつでも確認でき、プリントアウトすることができます。

すでに加入されている方で、
新しいプランに変更したい場合には?

▶ 2月に郵送される「自動継続のご案内」より解約のお手続きをお願いします。
なお、前年と同等条件で継続する場合には、本案内での加入手続きは不要です。



小・中学校総合補償制度のご案内

《傷害総合保険・自転車総合保険・弁護士補償費用》



*保険金のお支払方法等重要な事項は、『この保険のあらまし』以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

Web加入 ネットから簡単に手続きが可能	コンビニ払い お近くのコンビニからお支払いが可能	「弁護のちから」 法的トラブルにあったときの弁護士費用の補償をご用意	自転車総合保険 自転車事故に備えたケガと賠償事故を手厚くするプランをご用意
--------------------------------	------------------------------------	--	---

賠償責任の補償

補償の対象者



被保険者ご本人
= お子さま



同居の親族
父・母・兄弟など

●自転車運転中他人とぶつかりケガをさせた。



●友人のタブレット端末を落として、破損させた。
W1・W2・W3コース対象



他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまい法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。(日本国内示談交渉付)

お子さま本人の補償

ケガの補償

お子さま本人がケガにより、死亡・後遺障害が生じた場合・入院・手術・通院した場合に補償します。
●レジャー・スポーツなどのケガ
W1・W2・W3コース対象



病気の補償

お子さま本人が病気により、入院・手術した場合に補償します。
W1・W2コース対象



扶養者方に万一のことがあった場合の補償

ケガによる育英費用の補償

扶養者の方が事故により、死亡・重度後遺障害が生じた場合に保険金額の全額をお支払いします。
W1・W2コース対象

「弁護のちから」弁護士費用補償の詳細

親権者の方またはお子さまが法的トラブルにあったときの弁護士費用の補償をオプションとして追加できます。

次の2つの法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

①人格権侵害(※2)(※3)

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめや誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



✗ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故、または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

- (※1) 被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。
- (※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。
- (※3) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

1 法律相談費用保険金 弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。 ■保険金額(保険期間1年間につき) 通算10万円限度 ■お支払いする保険金の額 1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 - 自己負担額(免責金額) 1,000円	2 弁護士委任費用保険金 弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。 ■保険金額(保険期間1年間につき) 通算100万円限度 ■お支払いする保険金の額 1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 10%)
--	--

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

▲いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例（被害事故に関するトラブル）

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払額
1万円 - 1,000円（自己負担額） = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **50万円**

（着手金 15万円、報酬金 35万円）

弁護士委任費用保険金のお支払額
50万円 × (100% - 10% (自己負担割合)) = **45万円**

合計 **45万9,000円**をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。

お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ総合窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。

警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。

「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

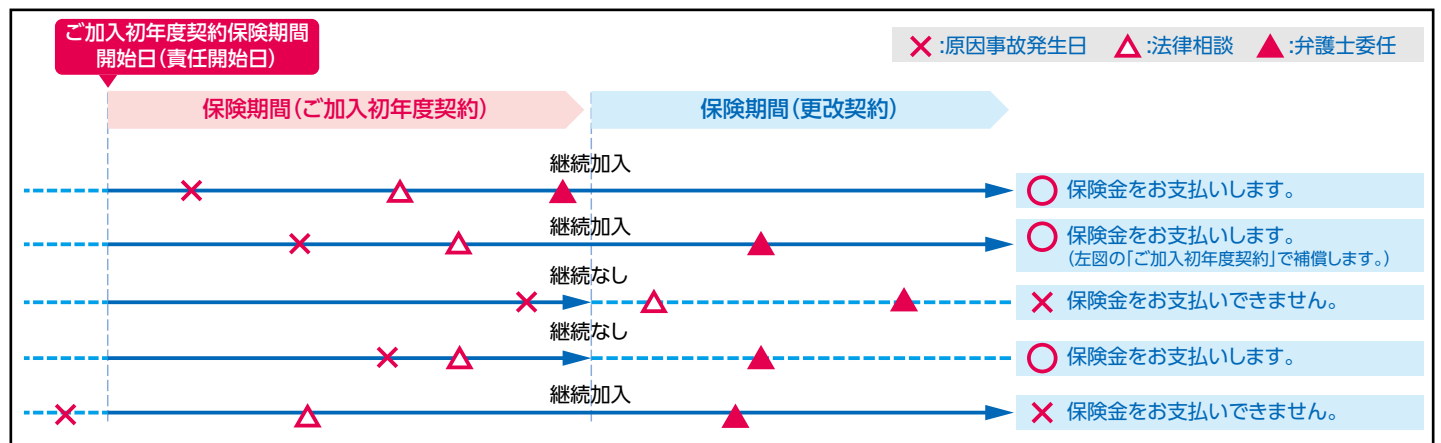
(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター【受付時間】24時間365日 0120-727-110

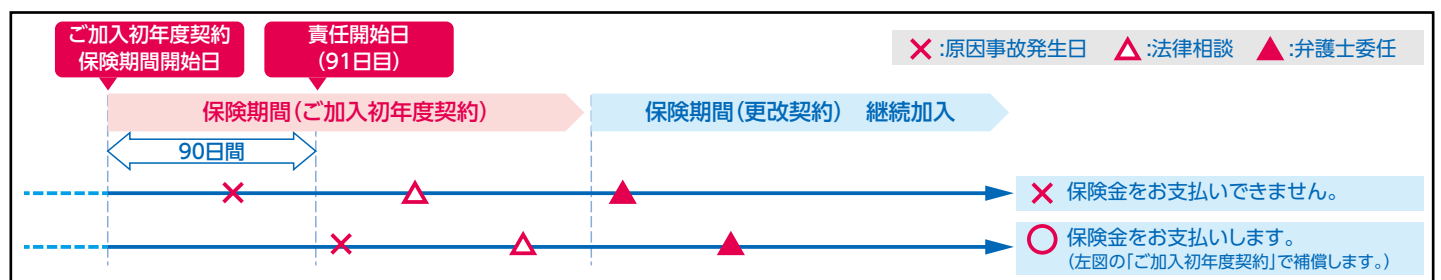
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



【「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注) 「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります（責任開始日）。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

小・中学生総合補償制度(総合補償タイプ・自転車総合タイプ)

保険期間1年・団体割引20%・優良割引15%・傷害総合保険は職種級別A級・一時払
 自転車総合タイプ：自転車総合保険 総合補償タイプ：傷害総合保険

コース名		ケガ+病気		
		W1コース	W2コース	
補償料 ※制度運営費250円が含まれています。		総合補償タイプ (傷害総合保険)		
		14,000円 保険料：13,750円 制度運営費：250円	10,000円 保険料：9,750円 制度運営費：250円	
1	賠償責任補償 日常生活の偶然的な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって法律上の損害賠償を負った場合に保険金をお支払します。 ※お子さまと同居の家族も補償されます。 ※WJコースの自転車総合タイプの場合は補償内容が異なります。	3億円	1億円	
2	ケガ(傷害)の補償	死亡・後遺傷害保険金 お子さま本人がケガでなくなられたり、後遺障害が生じた場合にお支払します。 死亡・後遺障害保険金 × 所定の倍率(4%～100%) ※WJコースの自転車総合タイプの場合は補償内容が異なります。	119万円	99万円
		入院保険金日額 お子さまがケガで入院された場合にお支払します。 ※入院したとき1,000日限度に補償します。 ※WJコースの自転車総合タイプの場合は補償内容が異なります。	4,000円	2,100円
		通院保険金日額 お子さまがケガで入院された場合にお支払します。 ※通院したとき、事故の発生の日から1,000日以内で90日限度に補償します。 ※WJコースの自転車総合タイプの場合は補償内容が異なります。	2,000円	1,500円
		手術保険金 手術の際の入院の有無によって計算方法が変わります。	入院中に受けた手術：入院保険金日額 外来で受けた手術：入院保険金日額	
3	熱中症危険補償特約 お子さまが日射または熱射と医師に診断された場合、死亡・後遺障害、入院保険金・通院保険金をお支払いします。	○	○	
4	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償 お子さまが摂取したものにより、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発症した場合、死亡・後遺障害、入院、手術、通院保険金をお支払します。	○	○	
5	特定感染症危険補償特約 新型コロナウイルス感染症・O-157などの特定感染症を発病した場合、後遺障害、入院、通院保険金をお支払いします。	○	○	
6	育英費用保険金 扶養者の方が、保険期間中に偶然的な事故(ケガ)により、死亡されたり所定の後遺障害が生じた場合、保険金をお支払します。	150万円	100万円	
7	天災危険補償特約 地震、噴火またはこれらによる津波によってケガをされた場合に、死亡・後遺障害、入院、手術、通院保険金をお支払します。	○	○	
8	病気(疾病)の補償	疾病入院保険金日額 お子さまが保険期間中に疾病により入院されたときに保険金をお支払します。	3,000円	2,000円
		疾病手術保険金 手術の際の入院の有無によって計算方法が変わります。	入院中に受けた手術：疾病入院保険金日額×10倍 外来で受けた手術：疾病入院保険金日額×5倍	

- ※ 保険料のうち、疾病保険特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。(2021年11月現在)
- ※ 1賠償責任補償・2ケガ(傷害)の補償について、総合補償タイプと自転車総合タイプは補償内容が異なりますのであらましをご参照ください。
- ※ 制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続費に充当するための費用)です。

弁護のちから(0コース)(弁護士費用補償)保険料表【オプション】



被害事故や法的トラブルに対して備える場合は、弁護のちからもあわせてご加入下さい。

補償内容		0コース
弁護士費用	被保険者は保護者1名を指定していただけます。本人だけでなく、生徒のトラブルについても補償対象となります。	法律相談費用 (自己負担額1,000円) 通算10万円 限度
		弁護士委任費用 (自己負担割合10%) 通算100万円 限度
傷害(ケガ)	被保険者は保護者1名を指定していただけます。	死亡・後遺障害 (交通傷害危険のみ補償特約) 142.8万円
保険料		2,500円

の保険料一覧

ケガ	自転車事故のみの補償
W3コース	WJコース
	自転車総合タイプ (自転車総合保険)
5,000円 保険料：4,750円 制度運営費：250円	2,400円 保険料：2,150円 制度運営費：250円
1億円	1億円
83.6万円	161.3万円 ※国内の自転車事故に 限り補償します。
1,500円	7,000円 ※事故の発生日から 180日以内で180日限度に 補償します。
500円	2,500円 ※事故の発生の日から 180日以内で90日限度に 補償します。
×10倍 ×5倍	—
○	—
○	—
○	—
—	—
○	—
—	—
—	—

事故の種類	事故の内容	本制度の支払い可否※			
		W1	W2	W3	WJ
他人への賠償	自転車で走行中に歩行者と接触、ケガを負わせた。	○	○	○	○
	自転車で遊びに行く途中止まっている自動車に接触、傷をつけた	○	○	○	○
	スキー場でゲレンデにいた子供と接触、ケガを負わせた。	○	○	○	×
	学校で休み時間にガラスをわってしまった。	○	○	○	×
お子様のケガ	自転車走行中に転倒、自分が骨折して入院した。	○	○	○	○
	サッカー一部の活動中に捻挫、通院した。	○	○	○	×
	体育の授業中に熱射病で倒れ、1日入院した。	○	○	○	×
	食中毒で2日間入院した。	○	○	○	×
お子様の病気	肺炎をこじらせ、緊急入院3日間	○	○	×	×
扶養者の災害	扶養者が交通事故により死亡した。	○	○	×	×

※お支払いの可否については状況によりお支払いできない場合もございますので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

お選びいただけるご加入プラン

各コースに○コースをつけた場合の表記方法

プラン	W1	W2	W3	WJ	W1O	W2O	W3O	WJO
弁護のちから	×	×	×	×	○	○	○	○
保険料	14,000円	10,000円	5,000円	2,400円	16,500円	12,500円	7,500円	4,900円

おすすめ

ご加入手続きについて

簡単！早い！便利！な3STEPでらくらく手続き完了！

STEP1 簡単！

スマートフォンやタブレットから アクセス！（サイト開設：2月1日）



PCの場合は下記URLよりアクセスしてください。
<https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/chibaship>

スマートフォン・タブレットの場合は
右記2次元コードを読み取りアクセスしてく
ださい。



STEP2 早い！

登録メールアドレスにメールが 届きます。 ログインして必要項目を入力 してください。



お手続き時間は約3分程度。24時間いつでも申込お手続きが
できます。捺印や署名は一切不要です。

STEP3 便利！

入力お手続き完了後、1週間程度で ご入力いただいた住所にコンビニ 払込票（ハガキ型）が届きます。



お近くのコンビニでお支払いください。（お支払期
限は入力お手続き日から3週間です。）
お支払期限がございますので、ご注意ください。



損保ジャパン 千葉市PTA連絡協議会

団体名
千葉市PTA連絡協議会(小・中学生用)

メールアドレスの入力
ご利用になるメールアドレスをご入力ください。（パソコン、スマートフォンのアドレス可）
ご加入手続きサイトへ進む際に必要な「ワンタイムパスワード」を送付します。
なお、既にご加入手続きが済んでいる方は、[こちら](#) から、ご加入内容の詳細を確認いただけます。

メールアドレス
団体名をご確認の上、メールアドレスを入力してください。

メールアドレス（確認）
確認のため再度ご入力ください。

メールドメイン受信設定確認
docomo、au、SoftBankなど各キャリアのセキュリティ設定によるユーザー受信拒否設定や、お客様の迷惑メール対策等でメールが正しく届かないことがありますので、「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。
ご登録いただくメールアドレスは、ご加入手続きの完了や満期案内など重要なご案内の連絡先となります。

確認

上記アドレスに「ワンタイムパスワード」を送信

Copyright©2020
Sompo Japan Insurance, Inc.
All Rights Reserved.

以上 3STEPで申込お手続きは完了です！

さらに！

加入者証は、払込後すぐに確認できて安心です。

手続き完了メールが登録したメールアドレスに届きます。加入者証はWEB画面でいつでも確認できますので、加入者証の紛失などのご心配はございません。



アクセス推奨 環境について

スマートフォン（タブレット）

iPhone/iPad OS…iOS11以降 ブラウザ…Safari Android OS…Android 6.0以降 ブラウザ…Chrome71.0以降

パソコン

Windows OS…Windows10以降 ブラウザ…Internet Explore 11以降/Chrome71.0以降/Firefox 61.0以降

Mac OS…Mac OS Sierra 10.12 ブラウザ…safari 12.0以降/Chrome 71.0以降

※ iPhone / iPadのブラウザについて

ブラウザのバージョンはiPadでは確認できませんが、通常はOSのソフトウェアアップデートで自動的にバージョンアップされます。

※ 古いバージョンのOSおよびブラウザでは正常に動作しないことがありますので、最新版のインストールを推奨いたします。

大切なご案内はご登録いただいたメールアドレス に送信させていただきますので、必ずご確認ください。

「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。お客さまの迷惑メール対策設定によっては、「ワンタイムパスワード」が届かない場合があります。

申込要領など

1 保険期間

- 2022年4月1日午後4時から2023年4月1日午後4まで1年間

2 募集团体・保険契約者

- 千葉市PTA連絡協議会



3 加入資格

- 千葉市PTA連絡協議会の加入校のPTA会員の方
- 2022年4月1日時点で加入資格を満たしていれば保険期間の途中で県外もしくは千葉市PTA連絡協議会未加入の小・中学校に転出される場合でも保険終期である2023年4月1日午後4時までは補償されます。

4 申込要領・掛金(保険料+制度運営費)の支払方法

- ①申込締切日(4月1日保険始期の場合)
2022年3月27日までにお申込と補償料のお支払いが完了する必要があります。
- ②申込方法
 - パンフレットをお読みいただき、ご加入プランを決定のうえ、スマートフォン・タブレット・PCのいずれかからアクセスして申し込めます。約5分程度で完了します。
 - 加入手続き後、ご入力いただいた住所に届くコンビニ払込票(ハガキ)でお支払していただきます。(注意) コンビニ払込票が届くまでに1週間程度かかる可能性がありますので、余裕を持ったお申込をお願いいたします。

5 4月1日以降の申込について(最終加入は8月27日になります)

- 毎月27日をお申込とご入金との締切とし、翌月の1日から補償をスタートします。なお、27日までに補償料が未払いの場合は、ご入金いただいた翌日から補償をスタートします。(例) 4月27日にお申込、4月28日に補償料を入金された場合、5月1日から補償されます。4月27日にお申込、5月5日に補償料を入金された場合、5月6日から補償されます。

6 加入者証

- 加入内容は、払込後すぐに確認できます。手続き完了メールが登録メールアドレスに届きます。加入者内容はWeb画面でいつでも確認できます。本票は加入後約2ヶ月後に送付されます。

満期について

中学校をご卒業されるお子様には、「満期のお知らせ」を、それ以外の学年のお子様には「継続のご案内」を、登録メールアドレスに送信させていただきますので、必ずご確認ください。

無料
電話相談
サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

お電話でご相談を承ります。本制度ご加入の方がご利用いただけるサービスです。
プライバシーは厳守しますのでお気軽にご相談ください。

<サービスメニュー>

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス（予約制）
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポートサービス（Webストレスチェック）
- 法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

（注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

（注2）ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。

（注4）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

（注5）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。



電話番号などの詳細につきましては加入者証送付時にご案内します。

●指定紛争解決機関

損害保険ジャパン株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損害保険ジャパン株式会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 〈通話料有料〉

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

事故のご連絡先

事故が起こった場合は、ただちに損害保険ジャパン株式会社、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 **0120-727-110**（受付時間：24時間365日）

お問合せ先

（事故以外のお手続き・変更・払込票・
加入者証に関するお問合せはこちら）

■幹事取扱代理店

損保ジャパンパートナーズ株式会社 千葉支店

TEL **0120-882-774**

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

〒260-0028

千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビルディング3階

■幹事引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 千葉支店 千葉中央支社

TEL **043-243-3098**

受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

〒260-0026

千葉市中央区千葉港8-4 損保ジャパン千葉ビル7階



このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。